

就学援助制度のお知らせ

～「新入学学用品費」の入学前支給について～

京都市では、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を援助する「就学援助制度」を設けています。認定には審査があり、下表の所得基準額と令和6年の世帯の合計所得額を比較し、所得基準額以下の場合は認定し、入学前に「新入学学用品費」を支給します。

なお、入学後も申請はできますが、「新入学学用品費」の支給は5月以降になります。

申請書類は、市立小学校で配布します。また、京都市教育委員会の就学援助のホームページからも印刷できます。なお、就学援助の振込口座は、「学校預り金(※)登録口座」と同一の口座をお願いしています。申請される方は、入学する学校が指定する金融機関を学校に確認のうえ、**令和7年11月17日(月)までに入学予定の学校に申請書類をご持参ください。**

※学校預り金とは、学校で使用する学用品・修学旅行費等に充てるため、学校が保護者からお預かりする現金のことです。

新入学学用品費

- ・支給額 57,060円（令和7年度の支給額）
- ・支給日 令和8年3月上旬～中旬（予定）



詳細はこちら

< 通常の所得審査 >

所得基準額						単位(円)
世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上1人増すごとに
所得基準額	1,820,200	2,331,200	2,792,700	3,219,200	3,573,600	354,400 加算

※所得額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や確定申告書の「所得の合計額」を参照ください。

※世帯人数とは、申請者と同一生計にある方の人数を指し、住民票上で世帯分離されている場合等でも、実際に同居している（二世帯住宅や住所は同じで別棟に住んでいる場合も含む）全ての方を含みます。また、単身赴任やその他のご事情で別居されている保護者についても、婚姻関係にある場合は、同一生計として扱い世帯人数に含みます。ただし、二世帯住宅の方や離婚手続きや協議等を進めている別居の保護者がいる方は、別途依頼する書類の提出があれば、別世帯として扱うことができる場合があります。該当の方は学校へご相談ください。

※所得基準額は令和7年度のもので、変更する場合は、就学援助のホームページでお知らせします。

次の①、②に該当する可能性がある方は、「新入学学用品費」が対象外となるため、入学前の申請を行わないでください。受給された場合は、返金していただくことになります。

①他の制度により、同趣旨の支給を受けられる方(生活保護制度による入学準備金、里親の方や母子生活支援施設における入進学支度金など)

②私立・国立・総合支援学校等への入学や他都市転出等により、京都市立小学校に入学されない方

< 家計急変世帯への臨時措置 >

通常の審査で否認定の場合でも、様々なご事情で令和7年の収入が急激に減少した世帯は、認定できる場合があります。家計急変を申請される方は、入学予定の市立小学校に相談し、令和7年11月17日(月)までに、就学援助の申請書類に家計急変の確認書類を添付し、ご提出ください。なお、家計急変の書類に不備がある場合や提出が遅れる場合は、入学前に支給できない場合がありますので、ご了承ください。

援助内容等は裏面をご覧ください。

●就学援助の内容（支給時期はあくまで目安です。申込時期により支給対象とならない費目や支給が遅れる場合があります。）

※支給内容及び支給金額は令和 7 年度のもので、変わる場合があります。

支給内容		支給金額（小学校）	支給金額（中学校）	支給時期
①学用品費・通学用品費・ 校外活動費（遠足等の交通費 と見学科）【注 1】	（前期）	1 年 6,670 円 2～6 年 7,805 円	1 年 12,530 円 2・3 年 13,665 円	7 月頃から随時
	（後期）	同上	同上	12 月頃から随時
②校外活動費 （花背山の家等宿泊を伴うもの）		実費（一部対象外経費あり）		9 月頃から随時
③体育実技用具費 （スキー・スケート・剣道・柔道）		授業用で全員が購入することになっている用具の実費 （ただし小・中で種類や金額に制限あり）		11 月頃から随時
④新入学学用品費 （入学前及び 4 月認定の新 1 年生のみ）		57,060 円	63,000 円	（入学前申込） 3 月上旬～中旬 （入学後申込） 5 月頃から随時
⑤学校給食費		京都市から直接学校及び給食業者に支払いますので、保護者負担はありません。		
⑥通学費 ※距離要件があります		実費（限度額あり）		年 3 回
⑦修学旅行費 【注 2】		22,690 円以内	57,910 円以内	9 月頃から随時
⑧医療援助費		対象疾病は、学校保健安全法に定める慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎等 です。受診時に学校から交付される「医療券（病気治療のおすすめ券）」 を持参して医療機関に提出してください。保護者負担はありません。 詳細はホームページ又は「令和 8 年度 就学援助制度のお知らせ（入学前新規）」 を参照してください。		
⑨日本スポーツ振興センター災害共済掛金		免除（京都市が直接日本スポーツ振興センターに支払います。）		
⑩学校生活管理指導表（食物 アレルギー用）等作成費 【注 3】		小学校のみ実費（上限 3,300 円）		9 月頃から随時
⑪卒業アルバム費		実費（上限 11,000 円）	実費（上限 10,000 円）	3 月頃から随時

【注 1】生活保護（教育扶助）を受給中の方は①のうち、校外活動費（小 1,710 円、中 2,330 円。12 月頃から随時交付）及び⑦～⑨が対象です。

【注 2】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合 60,910 円以内となります。

【注 3】支給の際に医療機関から発行される領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。
検査料、診断料、診療情報提供料は対象となりません。

＜令和 7 年度＞家計急変の審査方法（臨時措置）

- ・ 令和 7 年 1 月以降で、連続する 3 か月分の給与明細の写しや事業収入に係る帳簿の写し等、収入状況のわかるものをすべてご提出いただきます（原則、収入のある方全員）。
- ・ 提出書類により世帯の見込年収・所得額を算出し、所得基準額を下回る場合は認定します。
- ・ 失業・廃業等の場合、無収入の月は所得を「0」として、計算します。

※ 申請される場合は、「申請書」のほか、所得の状況に応じて「収入申立書」「無職・無収入申立書」等の書類の記入及び確認書類等の提出が必要です。該当する方は、学校にお申し出ください。